

## 平成20年度「スタートアップ支援事業」助成金交付先の決定について

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、9月19日付けで平成20年度の創業者や中小企業者に対する「事業化助成金」の交付先を35件決定いたしました。

今回の事業化助成金の募集に当たっては、全国から383件の応募があり、応募倍率は10.9倍でした。

1. 本制度は、優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者や中小企業者に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓などに向けたコンサルティングを併せて実施し事業化を支援するものです。

事業化助成金は500万円を限度（申請事業に付帯する外国特許申請等に係る経費が有る場合300万円まで別枠で付加）として助成し、助成率は1/2以内です。（詳細は資料1）

2. 今回交付決定を受けた企業の事業分野は、35件中、情報・通信・コンテンツ及び機械・製造技術の両分野が10件と最も多く、次いでライフサイエンス・バイオの5件の順となっています。（詳細は資料2、3）

3. 「事業化助成金」は、今回の募集をもって終了となります。

本制度は平成16年度にスタートし、計9回の募集を実施、延べ391件交付決定し、交付決定額の合計は約20億7千万円となりました。（詳細は資料4）

なお、本助成金の交付を受けた平成16年度及び17年度の事業者の事業化率は約6割となっています。今後は、助成金の交付決定を受けた事業者へのコンサルティング支援、事業計画のフォローアップを引き続き実施いたします。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

独立行政法人中小企業基盤整備機構

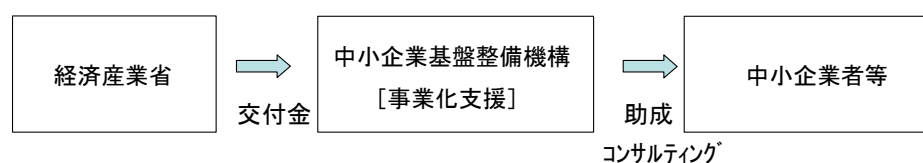
新事業支援部 資金助成室（担当） 船場、能登、石塚

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階

電話：03-5470-1539（ダイヤルイン）

## 【制度概要】

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）は、平成16年度より、優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者又は中小企業者に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓などに向けたコンサルティングを併せて実施し、事業化を支援しております。



## 【交付の対象】

## 1. 助成対象者

次に掲げる①から⑤の要件のいずれかに該当する者

- ①現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より1ヶ月以内に創業予定の個人
- ②現在事業を営んでいない個人で、交付決定日より2ヶ月以内に中小企業である会社を設立予定の個人
- ③個人事業者
- ④中小企業者
- ⑤企業組合、協業組合

## 2. 助成金額・助成率

1件当たりの助成金額は、100万円から500万円以内

※申請事業に付帯する外国特許申請等に係る経費を対象に300万円まで別枠で付加  
(助成率は1/2以内)

## 3. 助成事業期間

交付決定日から12ヶ月以内

## 4. 助成対象経費

- ①機械リース料
- ②外注加工費
- ③委託開発費
- ④技術導入費
- ⑤申請事業に従事した従業員・アルバイトの給与、賃金（役員は対象外）
- ⑥広告宣伝費
- ⑦市場調査費
- ⑧特許取得費（外国特許等取得費を含む）
- ⑨イベントの出展費用 等